

2017.6.25
第71号

家庭問題情報誌 ふぁみりお

編集・発行
公益社団法人 家庭問題情報センター
PHONE / 03-3971-3741



《目次》

平成家族考71《子どもを一人の人間として遇するということ》1~3頁
アラカルト《電話相談に見る親子・兄弟姉妹間の悩みごと》4~5頁
海外トピックス《“更生共同体”という立ち直り支援》6~7頁

◆平成家族考 71

子どもを一人の人間として遇するということ

家庭問題情報センター(FPIC)では設立以来、家庭紛争の渦中にある子どもたちが必要としている支援や対策を取り上げてきました。家庭問題情報誌「ふぁみりお」でも、FPIC連続セミナー「子どものいる夫婦のための離婚セミナー」(「ふぁみりお」21号)や調査・研究「離婚した親と子どもの声を聴く」(同35号)、また「20年を経過したFPICの面会交流援助の実情と考察」(同68号)などの特集をしました。これらの中で離婚の際に、親が自分たちの争いばかりこだわって、子どもが傷つき苦しんでいることに気づかず、子どもが望んでいること、親の配慮を必要としていることを受け止めずにいることの問題点を取り上げました。また一方では面会交流の援助活動を通じて子どもたちの心身の発達を守り育てる活動などの実践をしてきました。

本稿は、法社会学の立場から家族問題を研究されている名古屋大学の原田綾子教授に論考をお寄せいただいたものです。具体的で広い視野からのご提案は子どもたちへの支援を深めていくヒントになることと思います。

1 一人の人間としての子ども

アメリカでは、親の離婚に直面した子どものための絵本が多く出版されています。その中の一つに、Dinosaurs Divorce という本があります。日本でも、「恐竜の離婚」という題で翻訳が出されていますので、ご存知の方もいらっしゃるかもしれません。これは、1986年に初版が発行されてから現在まで増刷が繰り返されている絵本で、筆者が2011年3月に訪問したロサンゼルス家庭裁判所でも、子ども向けの推奨図書の一つとして紹介されていました。この絵本は、小学校低学年くらいの子どもの(絵本の中では、恐竜の子どもの姿で描かれています)に向けて、親の離婚とその後の生活について解説するものです。その一部をご紹介しますと、「君は両親がもう一度結婚したらいいなと思っているかもしれないね。でも離婚はそれでおしまいなんだ。ほとんどの親はよりを戻すことはない。君は両方の親を愛し続けることができる。それは親が離婚しても変わらない。」「君が引っ越しをするなら、お友達やおなじみの場所とはさよならをしないといけないかもし

れない。でもすぐに新しいおうちが自分の場所だと思える場所になっていくよ」「(父と母の)二つのうちで時間を過ごすとは混乱するかもしれない。迷子になった感じがしたり場違いだと感じたりね。どっちかの親と過ごすときにできる楽しいことを、見つけてごらん。どっちのおうちで過ごすかを覚えていられるようにスケジュールを書いてみて。二つのうちの両方に、君の特別なものを置いておくといいよ」(Laurie Krasny Brown and Marc Brown, *Dinosaurs Divorce: A Guide for Changing Families*, Little Brown and Company, 1986. 訳は筆者)。

この絵本を最初に読んだときに私が感じた印象は、率直に言って「これはきついな」というものでした。この絵本の中には、恐竜の子どもの頭が、お父さんとお母さんのほうに引っ張られて二つにぱっくりと割れている絵も出てきます。お父さんとお母さん、それぞれの家の間でバランスよく「子ども」の役割をこなしていかなければならない。それは相

この冊子は、宝くし^{*}の社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



当に大変な作業であると思います。子どもにこのような負担や頑張りを強いること自体が、何か気の毒に感じられたのです。しかし、よくよく考えてみますと、このような本を作り、子どもにハウツーをしっかり教えていくのは、それだけ、子ども自身が持っている「生きる力」を信用しているということの表れなのかもしれません。離婚というものは、どんなふうにやったとしても、子どもにとってはつらいことです。そこで、どのようなつらさがあるのかをきちんと言語化して伝え、またそのつらさが離婚というものに伴う当たり前のことであり、自分だけが抱え込むべきものではないことを教える。そして、これからの親たちとの関係性を新たに発展させていくためのコツを子どもにきちんと教える。日本では、離婚のことを話題にしなければ、離婚なんてまるでなかったかのようにふるまえば、離婚のつらさから子どもを守ることができると考えられがちであるように思います。しかし、日本でも、離婚のつらさを語れず、何とかしたいのにどうしていいかわからない子どもたちも実際には多いでしょう。そうした子どもに本当に寄り添うのは、こうした絵本なのかもしれないと私は考えるようになりました。

このアメリカの絵本が語るのは、子どもは、子ども自身の視点から離婚という出来事を見ているし、なんとか自分自身の力も使いながら、その出来事を人生の一つの転機として受け入れ、前に進んでいくことができる、という考え方だと思います。子どもを、離婚に巻き込まれる客体としてではなく、子ども自身の人生の主役と考える。だからこそ、子どもが主役となる離婚のストーリーを描くことができるのだと思います。子ども自身の人生を子ども自身が歩んでいくことをどう支えるかという視点は、子どもを、一人の人間としてみる視点があってこそものではないかと思います。

2 両親が子どもの声をきくこと

子どもが一人の人間であり、その一人の人間としての成長を支える責任が周りの大人にあるとすれば、その子ども自身が、親の離婚のプロセスにおいていったい何を考え、何を求めているかということに、しっかりと耳を傾ける必要があります。しかし、別れに直面した両親にとっては、離婚はまずもって、夫婦のあいだで生じた様々なマイナスの出来事の総決算として認識されます。相手へのきわめてネガティブな感情とともに、いろいろなことが劇的に展開していきます。この急激な展開のなかで、子どもは、特に小さな子どもは、まったく蚊帳の外に置かれることが多いでしょう。多くの子どもたちは、離婚のプロセスで、主体的な役割は与えられていない。両親の考えや思いのなかで物事が進んでいくそのまっ

ただ中で、今のことも将来のこともほとんど理解できないまま、ただ困惑していることが多いのではないのでしょうか。

家族の中に大きなトラブルがなく、親のコンディションもますますよければ、通常、子どもに何か困ったことがないかを尋ねてあげたり、子どもがわからないことをわかりやすく説明したり、子どもがどう思うかを丁寧に聞くことは、日常生活のコミュニケーションとして、親によって行われるはずで、そのような親としての通常の力が、離婚のプロセスでは低下しやすくなるものだと思います。子どもにきちんと話をするだけの精神的余裕がないかもしれません。子どもの声を聴くことは、何かに向けた親の決心を鈍らせることになるかもしれず、あえて話さない、聞かないということもあるでしょう。まだいろいろなことが流動的であり、何を話していいかわからない、ということもあるでしょう。子どもは言わなくてもきっとわかってくれるはず、という思いもあるかもしれません。

しかし、離婚に関するコミュニケーションから排除された子どもは、離婚の過程を、その主役として乗り越えていくことはできないのではないのでしょうか。両親の感情の乱れが著しく激しい時期にはやむを得ないかも知れませんが、ある程度話し合いができて落ち着いてきたころに、できれば両親がそろって、両親が離婚をすること、離婚が子どものせいではないこと、両親としてこれから子どもをどのように世話していくつもりであるか、子どもはどこに住むのか、学校には通い続けられるのか、別れて暮らす親とは会えるのか、といった子どもの人生にとって大切な事柄について、その子どもが理解できるようなやり方できちんと説明し、その疑問に答えてあげる必要があると思います。父母が考えていた計画を、子ども自身の意見も取り入れて修正するということができれば(少なくともその努力をすれば)、子どもも少しは前向きに離婚後の暮らしを考えることができるかもしれません。

もっとも、一部の父母は、極度に対立が激しく、紛争状態のまま何年も過ごすこともあります。自分たちの争いに気を取られて、子どもの気持ちを十分におもひやかарことができないこともあるでしょう。子どもをめぐる紛争が家庭裁判所の調停や裁判に持ち込まれることも増えていますが、父母はしばしば、自分たちが認識しているところの「子どもの気持ち」を用いて、自分の主張を正当化しようとします。そこで、家庭裁判所調査官が子どもの意向の調査をして、その結果を両親に伝え、両親が子どもの本当の気持ちに気づき、それに基づいて解決に向かうということもあるようです。また最近では、弁護士が子どもの手続代理人として選任されるケー

スもみられるようになってきましたが、子どもの手続代理人も、子どもの意向を確認し、子どもの声を両親に伝えて働きかけることで、合意による解決の可能性を拡大することができるといわれています。家庭裁判所調査官や子どもの手続代理人のような第三者を通して子どもの声を聴くということが、両親が子どもの視点に立って紛争の解決を考えるようになるきっかけとして有効な場合があるということでしょう。

3 子どものエンパワーメントと大人の責任

子どもの声をきくことには、子どもにとってどのような意味があるのでしょうか。重要なコンセプトと思われるのが、「エンパワーメント」です。周りの大人が子どもの思いをきき、子どもの思いにこたえようと努力する。そのように接することで、子どもは、両親や周囲の大人からきちんと一人の人間として遇されているという実感を得ることができるのではないのでしょうか。そうした実感は、子どもが、離婚を自分なりに乗り越えていくための力の基礎となるでしょう。

ただし、子どもの声というものは、それほど簡単に「聞き取れる」ものではないようにも思います。子どもは、話したくないなら話さないでよいということも、保障されるべきです。なにかの形で子どもから声が発せられた場合も、その真の理解は、そう容易ではないかもしれません。子どもが語った言葉の背景にあるものも含めて理解しなければ、大変な誤解も生じうると思います。子どもの声を慎重に扱うとすれば、結局、子どもの思いがよくわからないということもあるでしょう。無理に子どもの心をこじ開けようとするのは、子どもにとって負担になるように思います。そのような場合は、大人が最大限の努力をして、子どもにとって最善の決定を行っていくしかありません。

他方、子どもが明確に自分の意思を持ってそれを大人にぶつけてくるような場合でも、大人が最後の決定責任を負うべきというのは、同じであると思います。大人は子どもの声を聴きそれに応答しなければなりません。同時に、子どもの声のほかにも様々なことを考慮して、最後にどうするかを決める責任を負うのです。協議や調停の場合には合意する父母が、審判や裁判の場合には裁判所が、決定する責任を負います。そして、子どもの養育についての合意ができたなら、あるいは裁判所の判断がでたら、両親はたとえ自分自身に多少の不都合や不自由が発生しても、子どもへの責任として、それをきちんと守っていくべきでしょう。

以前、朝日新聞の「おやじのせなか」という連載で、アメリカ出身の歌手クリス・ハートさんが、お父さんの思い出を語る記事を目にしました（朝日新聞

2015年11月6日付朝刊）。ハートさんが2歳の頃に、ご両親が離婚されたそうです。週末は、お姉さんとともにお父さんの家へ行き、一緒に過ごす日々となりました。お父さんには音楽家になりたいという夢がありましたが、子どもを育てるため、夢は諦めて警察官になったそうです。子どもたちのために苦手だった料理も覚え、いつも特製のおいしい料理を作ってくれたそうです。ハートさんは「子どもに全てを注いでくれる人でした」とおっしゃっています。このように苦勞しながらも子どもとの関係をつないだお父さんは、その後のハートさんの人生の転機に、重要な助言をしてくれる存在になりました。ハートさんは、自分が歌手になる夢をあきらめなかったのは、お父さんのおかげだと語っています。ハートさんとお父さんの関係は、親が、離婚という精神的な苦痛や生活上の困難を乗り越えて、責任ある大人として子どもたちの人生をサポートし続けるということが、子どもにとって何よりのエンパワーメントになることを示しているように思います。

子どもが自分のアイデンティティを作り、自分の人生を作り上げていくときに、自分の親がどのように人生を歩んだのかということは、重要な手がかりになるのではないかと思います。私が研究のフィールドとしているアメリカでは、親のポジティブな側面だけではなくネガティブな側面も含めて、子どもは親のリアルな姿を直接に知っているべきだという考え方が強いように思います。日本ではしばしば、子どもに悪影響を与えるような親とは関係は断絶すべきであり、監護親が面会に応じないのも当然だという意見を耳にしますが、アメリカでは、面会を一切許さないという意味での親子関係の遮断は、ごく例外的な状況においてのみ正当化されるものとされています。アメリカではそれほど親の権利が強いということなのかもしれませんが、それだけではなく、子どもの主体性や生きる力を信じようとする意識も、その背景にあるように思います。子どもが実際に親とかかわり、親と話をする。それをどのように受け止めるかは子ども自身の問題であり、周囲の考えで安易にその機会を奪ってしまっただけとはいけないという発想が基本にあるように見えるのです。アメリカにおいて、たとえDVや虐待、ドラッグなどの問題を抱える親であっても、安全性の観点から専門施設での監督付きといった条件を付してではあれ、直接の面会が認められることが少なくないのは、こうした子ども観が背景にあるためではないかと私は考えています。

電話相談に見る親子・兄弟姉妹間の悩みごと

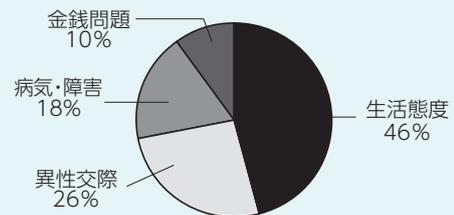
東京ファミリー相談室では、1週間に3日(月、水、金)、家族関係の悩みごとについて電話相談を行っています。平成27年度の統計で、この相談の内容を見ますと、夫婦間の悩みごとが最も多く、全体の63.8%を占めています。次いで多いのは、親族間(未成年の子を除く。以下同じ)の悩みごとで、全体の27.5%です。電話相談に見る夫婦関係の悩みごとの特徴については、ふぁみりお第69号で紹介しました。夫婦間の悩みごとで、電話相談にアクセスした人の多くが夫婦関係の修復を考え、迷っている姿が浮かび上がりました。今回は、親族間の悩みごとに焦点を当てて、どのような特徴があるかを紹介したいと思います。

1 調査の方法

調査の対象は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間に親族間の悩みごとで電話相談にアクセスしてきた人741人です。うち、女性584人、男性157人であり、女性が78.8%を占めています。

調査の方法は、相談カードから相談者の話した悩みを判読して、似た内容をグループ化し、各グループに名前を付けて集計しました。

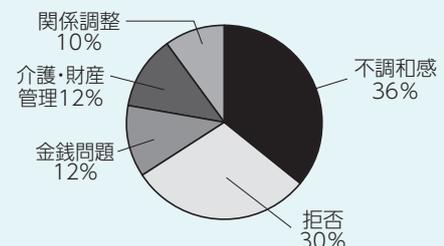
図2 親からの相談一子の問題



子の「生活態度」に関する相談が最も多く、半数近くを占めています。次いで、「異性交際」、「病気・障害」の順です。生活態度に関する相談では、「子が就労しない」、「借金する」、「親に無心する」などが多いです。「異性交際」では、「婚姻している男性(女性)と交際している」、「望まれない妊娠をさせられた」などです。「病気・障害」では、病気・障害のある子を育てているが、自分たちの老後、どうしたらよいかと悩んでいる例が多いです。平成12、3年と比較しますと、「家庭内暴力・引きこもり」が横ばい状態と思われ、「病気・障害」が目立つようになっています。

③ 親からの相談一子との関係性に関するもの(図3)

図3 親からの相談一子との関係性

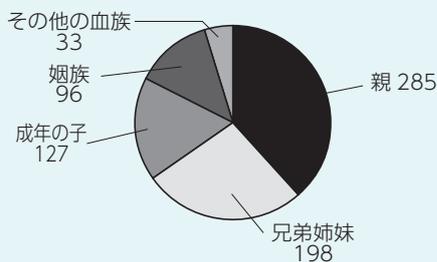


このグループは、親が子との関係の持ち方に悩んでいることが特徴です。「不調和感」が最も多く、次いで、「拒否」の順です。共に、心理的な確執が長期間あることが多いです。「不調和感」では子に対する不満や折り合いの悪さを訴えるものです。「拒否」では、親が「子と断絶したい」と言う例もありますが、「息子(娘)に相談したいが連絡をとることを拒否されている」と訴える例の方

2 調査の結果

(1) 続柄から見た相談者の構成

図1 相談者の構成(人)



電話相談にアクセスしてきた相談者を立場で分類したのが図1です。「親」の立場で子のことを相談した人が最も多く、次いで、「兄弟姉妹」の立場で他の兄弟姉妹のことを相談した人、「子」の立場で親のことを相談した人、「姻族」の立場で相談した人の順になっています。「姻族」には、「嫁・姑関係」などが入ります。「その他の血族」には、祖父母、叔父叔母、甥姪が入ります。

(2) 親からの相談一親子関係について

親からの相談内容を見ますと、子の夫婦関係に関する相談が最も多く、全体の52.3%を占めています。次いで、子の問題に関する相談が27.0%、親と子との関係性に関する相談が20.7%の順です。

① 親からの相談一子の夫婦関係に関するもの

子が離婚した場合の孫の親権、面会交流、養育費の問題に関する質問が多い傾向があります。

② 親からの相談一子の問題に関するもの(図2)

が多いです。

「金銭問題」では、「子が生活費を入れない」、「お金を貸してくれと言われた」などです。「介護」では「娘からの施設入所の勧めを拒否したら冷たく扱われるようになった」などです。「財産管理」は、親の財産の管理に関する問題です。「子の保証人になってくれと頼まれたが不安がある」などの例があり、一人暮らしの高齢者に、子以外にも、信頼できる人の意見を聞きたいとのニーズが増えているようです。

「関係調整」では、「夫と息子（娘）との折り合いが悪いのでどのようにしたらよいか」との相談が多いです。

④電話相談してきた親の年齢

電話相談してきた親の年齢は、3つのグループとも40歳から80歳ですが、平均年齢に差があります（表1）。

表1 相談者の年齢

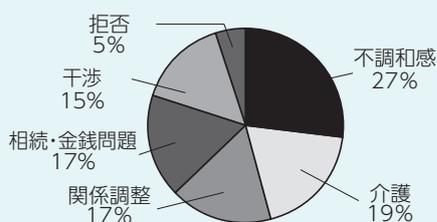
	子の夫婦関係	子の問題	子との関係性
平均年齢	62.7 歳	53.5 歳	65.3 歳

「子の問題」で悩んでいる親の平均年齢が53.5歳と一番若いです。このグループは、子の年齢も他のグループに比べて若いと考えられます。一方、平均年齢が最も高いのは、「子との関係性」に悩む親であり、65.3歳です。心身の衰えを感じ、老い支度の必要性を感じる年齢であり、孤独感とともに、これまでの人生や家族関係を振り返る時期に来ているためと思われます。電話相談がこの年齢層のニーズの受け皿になっているようです。

(3)子からの相談—親子関係について（図4）

親からの相談（図3）と対比してみますと、子からの相談では、親の「介護」の問題が増加しています。「干渉」は、親に干渉されるとの相談であり、親からの相談ではなかったものです。「拒否」は、親に拒否されるとの相談です。また、「関係調整」の占める割合が高くなっています。

図4 子からの相談



「不調和感+干渉される」で全体の42%を占めています。その内容は、「親が勝手なことをしているので、自分が振り回された」、「親の過度な干渉の中で生きてきた」などであり、現在悩んでおり、その原因の一つとして親との関係を挙げる例が多いです。「介護」では、「両

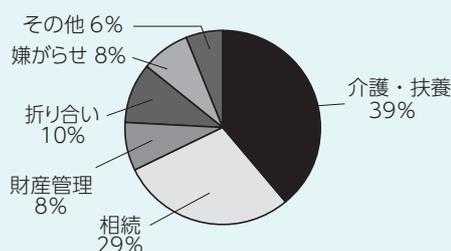
親の介護に疲れはて、もう限界」、「親の施設入所費用が心配」などです。

「関係調整」では、「親に反発して家を出たが、関係を修復したい」、「親と兄（姉）との関係を修復したい」などです。

(4) 兄弟姉妹からの相談

兄弟姉妹からの電話相談の内容を見ますと、「兄弟姉妹間のもめごと」に関する相談が4分の3を占めています（74.7%）が、その他に、「兄弟姉妹の夫婦問題」に関するもの（13.6%）と、「兄弟姉妹の問題」に関するもの（11.6%）とがあります。

図5 兄弟姉妹からの相談—もめごと



兄弟姉妹間のもめごと（図5）では、親の「介護・扶養」についての相談が最も多く、次いで、「相続」に関するものです。「介護・扶養」では、介護の相談が扶養の相談よりも多いです。「介護」の相談では、介護が大変であるとして兄弟姉妹に分担を求めるもの、介護している兄弟姉妹の介護の仕方に疑問をもつもの、介護をしていない兄弟姉妹から介護の仕方を批判されて立腹しているものなどです。「財産管理」では、親の財産を兄弟姉妹が勝手に使っているなど介護と親の財産管理とがからんだものが多いです。「相続」では、遺産分割協議の話し合いが円滑に進まないとする例です。「折り合い」は、兄弟姉妹間での折り合いの悪さに悩むもので、「嫌がらせ」は、兄弟姉妹から嫌がらせを受けているとの相談です。

「兄弟姉妹の問題」についての相談で多いのは、「働かない」、「母に無心を繰り返している」、「借金が多い」、「ギャンブル依存症」など生活態度に問題があって自立した生活ができない危惧を感じているものです。親と兄弟姉妹との仲が悪いことを心配している例もあります。

「兄弟姉妹の夫婦問題」では、離婚問題で悩んでいる兄弟姉妹の支援のために、財産分与や子との面会交流の知識を得たいとするものが多いです。

3 おわりに

親族間の悩みごとは個人の存在感を脅かします。悩みごとを抱えたときには、身近な相談機関をご利用ください。

“更生共同体”という立ち直り支援

— DELANCEY STREET FOUNDATION 訪問記 —

近年、犯罪、非行による検挙人員が減少し続けているなか、再犯者率（犯罪歴のある人が検挙人員に占める割合）は、増加し続け、5割に近づこうとしています。我が国では、平成28年12月14日に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、再犯の防止等に関する施策が総合的かつ計画的に推進されることになりました。再犯防止に関してアメリカには、実刑を受けた者の約7割が再犯を起こす中、再犯率を3割に抑えることに成功している更生支援の施設があります。本稿では、2016年11月に、この施設を調査した坂野剛崇氏（関西国際大学人間科学部）からその実情を報告してもらいます。

日本でいえば、銀座のようなその街一番のショッピングストリートを抜け、その先のビジネス街を通り過ぎると海岸に出ます。かつては荒廃していたその地域は、今では人気の観光地になり、カジュアルな恰好の人々が行き来します。その場所は、そんな海沿いの一角にあります。ここはサンフランシスコ、その場所は、DELANCEY STREET FOUNDATION（デランシーストリート財団）といいます。

DELANCEY STREET FOUNDATION (DSF)とは

DSFは、1971年、大学で犯罪学を研究していたMimi.Slibert Ph.d（ミミ博士）氏が仲間と共に設立した、犯罪をした人の更生のための共同体です。はじめにサンフランシスコに設立され、現在は、ロサンゼルス、ニューメキシコ、ノースカロライナ、ニューヨーク、サウスカロライナの計6ヶ所で運営されています。

サンフランシスコの施設は、その街の都会的な空気感と完全に調和した明るく開放的なつくりになっています。中には入居者の居住スペース、食堂、談話スペース、衣類の修理などの作業スペースがあります。また、地下には自動車修理場、隣接した通りに面したところには、誰でも利用できるレストランとカフェがあります。さらに、施設からほど近いところには、財団が経営する引っ越し会社もあります。

入居している人たち

この施設には、平均服役回数5回という、かつて凶悪な犯罪を起こしたり薬物常習者であったりした人たち300人以上が社会復帰に向けた職業訓練をしながら生活しています。入居者のほとんどは、刑事裁判で実刑を言い渡されて服役するか、ここDSFで生活するかを選択を迫られて入居した者です。なかには、深遠な逡巡を超えてこの施設の門を自ら叩いた人も少なからずいます。入居者の年齢は18～65歳、男女比は、受刑者の比率とほぼ同じ9：1です。また、

入居者の人種は、黒人、ラテン系がそれぞれ3分の1を占め、次に多いのが白人です。また、アジア系の人も最近増え、現在では約3%になっています。

ほとんどの入居者は、義務教育段階でドロップアウトし、学力は中学2年程度です。学校を退学した後、仕事をして3か月以上続くことがなく、多くの人たちは、少なくとも10年以上、暴力沙汰や薬物乱用といった犯罪のある生活と、少年院・刑務所での暮らしを回転ドアのようにくり返してきています。

入居にあたっては、施設のスタッフによる面接が行われます。入居の基準は「人生を変えるプログラムに参加する決心があること」、これに加えて、①暴力を振るわない、②暴力で威嚇しない、③薬物・アルコールを摂取しない、の3つの規則を守れることです。その他、人種、出身国、年齢、性別等は一切問われません。ただし、性犯罪者、精神疾患があり薬物治療が必要とされる人は、カウンセリング等の専門的対応ができないために入居できません。

DSFの生活

入居を許可された人は、原則2年間この共同体で生活します。住居、衣類、教育、娯楽といった生活に必要なものはすべて無料で与えられ、費用はかかりません。

入居当初の数週間は、「移住」した新しい環境を理解し、他の入居者との人間関係を作れるよう、施設の清掃、食事の世話といった施設維持の仕事を担当します。その後、職業訓練として施設が運営しているさまざまな事業の仕事に就きます。仕事は、入居者各自の能力や適性=strength（強さ、得意なこと）を見出せるよう決められます。給与は支払われず、収入は施設の運営に充てられます。ただし、退去の半年前からは外部で働き、その収入の半分以上は退去後の生活費として、退去時、本人に渡されます。また、希望する者は教育の機会を持つこともできます。

なお、入居後30日を過ぎると家族との手紙のや

りとりが許され、90日を過ぎると電話もできるようになります。子どものある入居者は、子どもとの面会もできます。

前述したように入居期間は原則2年ですが、引き続き入居を希望する人が少なくなく、平均入居期間は4年になっています。長い場合には10年以上生活し、施設の運営業務を担当する人もいます。

Each One Teach One

DSFでは、主に生活と職業の訓練が行われますが、これらの場に指導的立場のスタッフはいません。入居者同士、互いに教え合って、生活の術と仕事のスキルを身につけていきます。入居者は、誰一人として、ただの受益者(何かをしてもらう人)になることはなく、全員が他の人のための支援者になります。

これは、設立者ミミ博士の、犯罪者の更生には「Each One Teach One」(誰もが他の人に一つは教えながらやっていく)が有益であるという信念によっています。ミミ博士は「人は他の誰かを、相手が変わることを助け、相手を本当に助けているのかをみることで自分をふり返ります。自分が先生となり、他の誰かを助けるために何かを与える方が受け取るよりも得るものが大きい」と言い、施設は、この信念を実現するシステムによって運用されています。

入居者の語りから

今回の調査で聞き取った入居者の方の語りから、DSFで生活することの意義を読み解いてみます。

トム(仮名)は、15歳から薬物乱用を始め、ギャングともかかわり、薬物の売買もするようにもなりました。少年院、刑務所に何度も入り、30代前半の時、最後の暴力事件の裁判でDSFに入居し、入居生活は8年になります。

トムは、入居当初の自分について次のように述べます。

これといったスキルもなく、自分が何者かもわからなくて、周りの全て、そして自分にも怒りを持っていた。ここでも誰ともかかわりたくなかったんだ。

この頃のトムは、攻撃的な感情を抱くほどに周りに対する不信感が強く、トム自身もそれを持て余し、自分の状態も将来も不明瞭で不安定でした。

そのトムは、ここで暮らして2年経った頃の生活について次のように語ります。

ここのレストランのマスターになってさ、自分の人生に意味があったって気がしてきたんだ。俺は…、自分のやっていることが好きで楽しんでた。俺には目的があるって気がしてさ。いろいろなところで働いて、必要とされてるって気がしたんだ。…ここでの2年でなんか自分自身について学び始めたんだよ。んー、どうして怒りを持っていたのかということではなくて、自分は怒

りを持っているってことを。怒りを別のもっといいものとかで置き換えるようになったんだ、新しく来た人を助けたり…。

トムは、DSFのレストランで働き、仕事にやりがいを感じるようになっていきます。そして将来の展望も感じ始めています。また、他の入居者(後輩)を指導することで、自分のエネルギーの建設的な使い方を覚え、それによって自分の存在意義を実感するようになっていきます。

リサ(仮名)も10代から薬物乱用を始め、服役をくり返しました。出産後も家庭不和等から乱用を再発させ、DSFに入居しました。入居生活は4年になります。リサは、最初の2年は「言われたとおりにするだけ」だったと言います。しかし、その後他の女性入居者を援助する役を担当するようになりました。リサはその経験について次のように語ります。

それがここでは、家族のような人たちに囲まれて、自分が必要とされていると感じたの、何もわかっていなかったのに。周りの人が「あなたはロールモデルだ」って私のことを言ったのよ。…より多くの責任が与えられたわ。自分が大事なんだという気がしたの、なんていうか、希望があるような気がしたの。

リサにとって、当初ここでの生活は単にやり過ごせばいい受身的なものでした。しかし、他の人を世話するという役割を果たし、それに対して周りから承認を得、自分が役に立つものを持ち、貢献できると自覚しました。そして、それによって自分の価値を実感し、責任を伴った役割意識と将来への希望を持つに至っています。

おわりに—犯罪・非行からの立ち直り支援への示唆

トムもリサもDSFの生活を通して、自己効力感と自己肯定感を、そして自律心を持ち得るようになっていきます。そして、それがもたらされたのは、他の誰かの役に立っているという体験と実感です。

犯罪者・非行少年には、更生のために指導、教育、措置が行われます。ただ、これには「する側」と「される側」の絶対的な立場の違いが内包されています。そのため「される側」は常にどこか受身の立場に置かれ、自律心が芽生えにくいところがあるのを免れ得ません。DSFのシステムからは、更生については、「犯罪・非行をした人が更生した姿を描き直す」というところから再検討してもいいのかも知れないと改めて考えさせられます。

※本稿は、文部科学省による科学研究費助成(基盤研究C・課題番号15k04006、代表:廣井いずみ、分担研究者:岡本潤子・坂野剛崇)による成果の一部である。

宝くじは、

みんなの暮らしに

役立っています。

宝くじは、図書館や動物園、
学校や公園の整備をはじめ、
災害に強い街づくりまで、
みんなの暮らしに役立っています。



一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人
日本宝くじ協会
<http://jla-takarakuji.or.jp/>

